

被害にあわないための **あ** **い** **う** **え** **お**

あ

あけない 出ない
「帰ってください」は
きっぱりと



い

「いいません」
相手にしないで
電話を切る



う

うまい話は
要注意！



え

遠慮なく
まわりに相談



お

おかしいと思ったら
すぐ相談



若者や高齢者 あなたを狙う



悪質商法に
ダマされたらアカン！

消費者トラブルは **すぐ電話・まず相談！**

TEL 072-965-0102

東大阪市立消費生活センター

東大阪市岩田町5丁目7番36号

相談受付：午前9時30分～午後4時（土・日曜日、祝日・年末年始を除く）

※来所相談は事前予約制

悪質商法にご注意!

困ったときは相談しよう!

ワンクリック請求

無料の動画サイトにアクセスすると、アダルトサイトに登録になり、高額請求を受けた。

⚠️こちらから連絡をしたり、支払ったりするのは避けましょう。



利殖商法

「この企業は有望」「必ず儲かる」「高額で買い取る」「あなたしか買えない」と、複数の業者が入れ替わり電話をかける“劇場型”の手口が横行しています。投資欲をあおってお金をだましとる詐欺的商法です。

⚠️うまいもうけ話はありません。業者の所在が不明になり、払ったお金を取り戻せません。あやしい勧誘はきっぱりと断りましょう。



出会い系サイト

「悩みを聞いて欲しい」「お金をあげる」というメールが届いたので返信した。メールのやり取りにポイントが必要で、いつの間にか多額のお金を使ってしまった。

⚠️ポイント購入で多額の被害にあってしまいますが、相手からお金をもらえることはありません。不審なメールに返信するのはやめましょう。



点検商法

無料点検だと訪問した業者が「身体に悪い」「今すぐ修理しないと危険」などと不安をあおり、高額な浄水器や屋根工事、耐震工事などの契約をさせる手口です。

⚠️訪問販売などで契約した場合、契約書を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフ(無条件解約)ができます。



インターネット通販

「注文した代金を払ったけれど商品が届かない」「インターネットで買った商品のイメージが違うので返品したい」というトラブルが増えています。

⚠️先に代金を払うことは危険です。契約する前には、相手の住所や電話番号、返品可否やその条件などを十分に確認し、控えを残しておきましょう。



他にも、訪問購入(押し買い)、マルチ商法、送りつけ商法、内職商法、催眠商法及びキャッチセールスなど、様々な悪質商法があります。また、メールやハガキによる不当な請求もあります。

「おかしいな」「困ったな」と思ったら、お金を払う前に、すぐに消費生活センターに相談してください。